



経済社会の発展に伴って、企業活動も多様化・複雑化しています。企業活動が健全に行われることは、事業者、取引先等の債権者、企業で働く労働者にとって重要であり、経済全体の発展にも資するものです。この5月1日から、新しい会社法が施行され、主に、会社経営の機動性・柔軟性の向上や、会社経営の健全性の確保などのための各種の制度改善が図られました。また、これに先だち、企業の経営状態が悪化した場合に、企業の再建を容易にするための各種の法的手続（再建型手続）も整備されました。これらの再建型手続の法整備は、企業倒産時の関係者の利害対立を適正に調整しながら、事業価値を維持することに寄与すると評価されています。

## 1 再建型手続の意義、メリット

企業が倒産状態に至ったときに、すべての資産を個々別々に処分すると、事業価値が大きく損なわれることになります。そこで、再建の見込みがある場合には、再建計画を立てて、関係者の協力の下に、企業の再建を図ろうとすることは少なくありません。このような再建計画は、いわゆる「私的整理」として、関係者同士の話し合いで作成することもできますが、私的整理の場合は、債権者全員の同意を得ることが容易ではなく、反対する債権者の強制執行等により、必要な資産が差し押さえられ、事業の継続自体が困難となることがあります。これに対し、裁判所における再建型手続（後述する「民事再生」と「会社更生」）では、債権者による権利行使

を一時的に禁止し、事業を継続しながら、多数の債権者の賛同が得られるような適正・妥当な再建計画を立てて、企業を再建させていきます。再建計画は、法定多数の債権者等が同意して、裁判所が認可することにより、一部の債権者が反対しても、成立します。その反面、手続の適正、公平性を確保するため、裁判所による監督や、関係者への情報開示などの制度を充実させています。



【民事再生事件の進行に関する協議（イメージ）】

## 2 民事再生と会社更生

- (1) 民事再生は、倒産状態にあるすべての法人及び個人に適用できる手続です。再建計画による権利関係の調整の対象は、担保権者を除く一般の債権者に限定され、また、原則として、債務者自身（企業であれば、従来の経営者）が事業を継続しながら再建計画を立てるなど、全体として、簡易な手続での再建が可能となるような工夫がされています。
- (2) 会社更生は、株式会社にのみ適用される手続ですが、一般の債権者のみならず、担保権者や株主をも対象として、広く関係者の権利調整を行い、再建を図る手続です。民事再生と異なり、手続開始と同時に、裁判所が管財人を選任することとされています。会社更生では、計画において、いわゆる減資、株式併合、会社分割等の組織の再編・変更にわたる事項も定めることができ、抜本的な再建を図ることができるようになっています。
- (3) これら手続の相違点を踏まえて、事件ごとに、申立てをする関係者に手続を選択していただくこととなります。



## 3 特定調停

さらに、経営状態の悪化した事業者が利用できる手続としては、各債権者との合意により債権債務関係の調整を行う、「特定調停」という手続もあります。裁判官と民間から選ばれた調停委員とが協力して、債務者の経済的再生に向けた調整を図ります。

## 4 終わりに

民事再生は、改正前の再建型手続（和議）と比べて約5倍の申立件数があり、活発に利用されています。今後も、倒産状態に陥った企業が、これらの裁判所における再建型手続等を活用することにより、立ち直り、経済的に再生していくことが期待されています。

### ※民事再生と会社更生の主な相違点

	民事再生	会社更生
適用対象	自然人、会社等	株式会社のみ
対象債権者	担保権者を除く全債権者	全債権者
経営者の交替	原則無し	あり（管財人が手続を進める）
債権者集会における可決の要件	頭数の過半数かつ議決額の総額の1/2以上	民事再生より厳格な要件
担保権者の権利行使	自由にできる	自由にできない